

## 第128回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果(概要)

### 1 開催日時

平成30年8月30日(木)

午前10時02分から12時02分

午後 1時00分から 2時34分まで

### 2 開催場所

千葉県森林会館(千葉市中央区長洲1-15-7) 5階 第1会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

福永健司委員(部会長)、佐山裕子委員、清宮敏子委員、石橋整司委員

#### 【職員】

西野森林課長、堀口副課長 他

### 4 議題

#### (1) 審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

#### (2) その他

### 5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第10号までの案件について審議がなされ、すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

## 【主な意見】

### ○第1号案件 [(新規) 千葉泉産業(株)による菌床椎茸栽培施設の設置]

委員： 小規模林地開発の届出区域は平坦地か。また、盛土区域はどの範囲か。

事務局： 届出区域は平坦地であるが、若干の盛土が発生する。その他の箇所では浸透池周囲の一部が盛土となる。

委員： 浸透池が溢水した際に洪水吐きから流れる水の行き先はどこか。また、宅地に影響はないのか。

事務局： 洪水吐きから溢水した水は事業区域左下の谷地に流れ込むこととなり、台地にある宅地には高低差から影響はない。

委員： 林地開発許可で設置する浸透池や沈殿池は最初に設置するのか。

事務局： 防災施設なので、事業に先行して設置する。

委員： 周囲に設置されるU字溝等は沈殿池に流れ込むことでよろしいか。

事務局： 防災施設の管理で設置する斜路にU字溝を敷設し、ビニールハウスを設置する用地で集めた水を誘導する。

委員： ビニールハウスは台風や竜巻等の天災に対する対応が検討されているのか。そして、洪水吐きから溢水した水が現況の沢地を流れることで現地形の法面等には影響を及ぼさないか。

事務局： 一般的な農業ハウスとは異なり、コンクリートの基礎を打設し、鉄骨造りとなる。そして、10cm程度の厚みのある断熱シートでハウスを覆うことから、風で飛ぶようなことはないと思われる。

また、洪水吐きからの流路は、従来から、この地に降った雨が流下する流路であり、流れ出た水による影響はないものと思われる。

委員： 事業承継されているとのことだが、土地所有者は誰なのか。

事務局： 事業者である。

委員： 残置森林を適正に管理していただきたい。

### ○第2号案件 [(新規) (株)大木工務店による砂利採取]

委員： 樹木や竹の伐根はどのように作業するのか。また、発生したものが、そのままの状態であると産業廃棄物となるが、何かに利用されるのか。

事務局： 伐採した樹木等をバックホウで伐根する。現地で発生したものについては、場外搬出やチップ等に利用される。この現場では、材木としての利用と、チップ化する計画となっている。

事務局： 竹については、県内にある産業廃棄物処理業者に委託して、お金をかけて処理する。

委員： 既に開発されている場所では止むを得ないが、新たに開発する場所については、伐採で発生したものを活用していただきたい。

事務局： 産業廃棄物として処理された後に、土壌改良材として再資源化され、資源循環される仕組みはある。

委員： 事業区域南側の宅地隣接箇所はどの程度の幅で平地をするのか。

事務局： 10m幅で平坦地を造成する。

委員： 砂利採取をする際には、樹木は掘削しながら順次伐採するのか、それとも、一斉に伐採するのか。

事務局： この規模であれば一斉に伐採するが、大規模な採取事業では、ブロックに分けて伐採する。

委員： 残置森林を示している写真で平地となっている箇所は、航空写真に写

っているビニールハウスの箇所となるのか。

事務局： そのとおりである。現在はハウスが撤去され樹木が植栽されている。

委員： 残置森林という表現に違和感がある。

事務局： 林地開発許認可上、土地利用計画は残置森林扱いとなる。

委員： 残置森林の管理と事業終了後の緑化を十分に行っていただきたい。

委員： 事業終了後は森林に戻る計画であるが、現況地形がなくなってしまうことが残念である。

#### ○第3号案件 [(新規) 平和農産工業(株)による残土埋立]

委員： 市の管理水路の状況はどうか。

事務局： U字溝等の敷設はなく、土水路である。

委員： 写真に写っている森林は残置森林か。

事務局： 残置森林ではなく、人為的に植栽されたメタセコイアである。

委員： 土地利用計画平面図に表示されている青道が市の管理水路に接続されているのか。

事務局： そのとおりである。

委員： 埋立が完了した後、水路として利用するようになっているのか。

事務局： 水路幅を復元する。

委員： 写真で見ているせいかもしれないが、ゴルフ場と重なっているように見える。また、排水に関してゴルフ場からの雨水の流入はないのか。

事務局： ゴルフ場内に調整池が設置されていることから、雨水の流入はない。

事務局： ゴルフ場の法面が一部崩落した経緯があり、法面が事業区域の一部に含まれる。

委員： 大規模な盛土となるので、防災に関してしっかりと施工していただきたい。

委員： 造成森林の樹種が多様であるが、主林木と副林木があいまいなので、序列をつけた方がよいと思われる。また、全面的に様式2に記載された樹種を植栽するのか、部分的に重点を置いた植栽をするのか、現状では確認できない。

事務局： 主林木と副林木の序列をつけた考え方で植栽の配列等を指導していく。

#### ○第4号案件 [(新規) (株)フォルスによる残土埋立]

委員： 調整池の形状や機能について、再度説明願いたい。谷津田の一部を堰き止め、現況の地形を生かして水を貯めるのか。

事務局： そのとおりである。土地利用計画平面図の青線で囲った箇所が調整池の範囲となる。調整池の容量は第3期まで埋立が完了した状態での容量で計算しており、必要容量を満たしている。

委員： 元々、水が集まりやすい地形であったのか。

事務局： そのとおりである。谷津田となっている箇所に築堤して調整池とする。

委員： 農地は耕作が放棄されているのか。

事務局： そのとおりである。

委員： 現況で水の流れはあるのか。

事務局： 上流側から水が流れており、暗渠管を敷設し集水する。また、埋立地の表面排水については土水路で調整池に導き、県管理水路に放流する。

委員： 申請者の住所と開発場所が同じ地名であることや、過去に一部の箇所で開発が行われていたことについて、関連性があるのか。

事務局： 平成5年頃にゴルフ場の開発計画があったが未着手状態であり、その

後、牧場の開発計画があった。牧場を計画した者が土地所有者であり、今回の事業者が借地契約を結んでいる。

申請者の住所と開発場所が同じであることについては、開発地内に会社を移したとのことである。

委員：過去にゴルフ場開発で土地を取得するも計画が頓挫し、その後、別の開発計画が持ち上がるものの開発には至らず、農地も放棄されていることから、残土埋立となったということか。

事務局：過去の太陽光の案件でも同様な事例があり、30年ほど前のバブル期にゴルフ場等の開発が盛んで、企業による土地買収が行われた。企業持ちの土地が多数あり、新たな計画として上がってくるものと思われる。

委員：土地所有者が申請者ではない、別の者だとすれば、完了後に土地がどのようなになるか、現段階では分からないか。

事務局：現段階では、森林と農地に戻す計画である。

委員：埋立事業なので、最後には森林に戻るとは思われるが、ソーラー等に転用されないと良いが。

事務局：可能性はゼロではない。

委員：平成42年の段階におけるソーラーの状況にもよる。

事務局：計画期間が長いので植栽樹種については、調整していただきたい。

委員：平成20年頃から今回の事業者による違反が行われていたのか。

事務局：土地所有者が牧場開発の関係で平成20年に違反している。違反に対して復旧した後に、今回の事業者が入ってきて、伐採届により事業を行っていたが、拡大して違反した。

委員：盛土を行うことから、防災に関してしっかりと施工していただきたい。

#### ○第5号案件 [(変更) Kelly Slater Wave Co Japan (同) による人工サーフィン施設]

委員：砂利採取はほぼ完了しているのか。

事務局：砂利採取事業は今年の3月に廃止届が提出されている。

委員：現況の切土法面は計画のとおり1:1.8で切り直すのか。

事務局：砂利採取の計画では1:1.0で切土する計画であったが、今回は法面を安定させるため、1:1.8で切り直す計画である。

委員：レジャー施設となるので、法面を種子吹付や植生マットで緑化するだけでは不十分では。

事務局：植生マットによる法面保護と併せて植栽を行う計画である。

委員：切土した土砂は場内処理するのか。

事務局：場内で処理する計画である。

委員：プールの水はどのように確保するのか。

事務局：上水の利用と併せ、場内に井戸を設置し、水を確保する。

委員：施設は年間を通して利用できるのか。

事務局：そのとおりである。

委員：海砂を運び込む計画はあるのか。

事務局：計画はない。

委員：レジャー施設であることから、景観への配慮をしていただきたい。

#### ○第6号案件 [(変更) 株京葉ポートリーによる養鶏場施設の建設]

委員：調整池は設置済みとなるのか。写真では造成面に水が溜まっているように見える。

事務局： 調整池は設置済みであり、雨が降った後に撮影したため、造成中の場所に水が残っている。場内には排水施設であるU字溝が設置済みである。

委員： 降雨の際にも、防災施設として池が機能するよう指導していただきたい。

事務局： 区域外への流出はないよう施工している。

委員： 切土部分の状況は如何か。

事務局： 法面が整形され、緑化されている。そして、造成森林となることから、植栽も行われている。

委員： この開発は過去に砂利採取等が行われた場所を再度開発しているのか。

事務局： 砂利採取が行われていた場所であり、その後、工場用地となり、最終的に養鶏場用地となった。

○第7号案件 [(変更) イーゲート(株)による太陽光発電施設]

委員： 当初計画よりも施工が減ったということは、予定土量を確保できなかったということか。

事務局： 造成によって土が締固められたことや、土工量が表土分程度しかなかったことから、誤差が生じたものである。

委員： 造成面の土量が減り、水路の勾配が確保できず規格を変えるとのことだが、規格が大きくなることで排水能力を確保できるのか。

事務局： 造成面の勾配が緩くなったことにより、水路勾配も緩くなる。排水施設の流下能力の算定にあたっては、排水施設の断面積や流速から求めることとなり、水路勾配が緩くなったことで流速が低下し、排水能力が低下する。このため、断面積を大きくすることにより、現許可と同等の排水能力を確保する。

委員： 場内の勾配が緩くなっただけで、周囲の排水工の勾配は変えないのか。

事務局： 周囲の排水工は管理用水路として残すこととする。

委員： 今回の変更は放流管の変更であるが、場内の勾配が変更となったことは、変更許可には該当しないのか。県の方には連絡があったのか。

事務局： 集水は南側で受けることとなり、造成勾配の変更により排水施設の勾配が変更することについては、届出として既に受け取っている。

委員： 事業区域外の残置森林の状況はどうか。

事務局： 事業者と土地所有者との相談の結果、コナラが植栽された。

事務局： 様式2の開発行為に係る森林面積と残置森林の面積に錯誤があり、修正させていただく。

○第8号案件 [(変更) 有丸和建材社による砂利採取]

委員： 中長期計画で、植栽が完了した箇所を除外するとの説明であったが、除外されていない箇所は、砂利採取を続ける箇所ということか。

事務局： 砂利採取事業を続けている箇所であり、採取が終了した箇所から順次、植栽、緑化を行い除外する。

委員： いつ頃まで事業を実施するのか。

事務局： 拡大する計画があり、プラント用地や製品置場が残ることから、今後も続いていくものと思われる。過去に除外した箇所が4箇所程度ある。

委員： オリンピック等で砂利の需要が多いが、今後、需要が減った場合、途中で放棄されることはないのか。

事務局： 事業者は、事業区域に取り入れた箇所を自社所有地としていることから、途中で放棄されることはなく、植栽を実施するものと思われる。

委員： この事業では実施されるかもしれないが、他の事業では計画以上の勾

配で急な崖が残ることや、裸地状態となる危険性はないのか。

事務局：途中で放棄されることのないよう廃止届を提出していただいて、勾配処理や植栽等が適切に実施されているのかを確認する。

○第9号案件〔(変更)DC千葉資源(株)による砂利採取〕

委員：今回の拡大地域は現許可の残置森林であった場所が拡大され造成森林となるとのことだが、言葉としては残置森林なのか。

事務局：前回の残置森林であった箇所を開発することから、造成森林となり、今回の拡大範囲の大部分が残置森林となる。

委員：事業を継続して行っている案件については、完了して植栽された箇所の状況を確認していただきたい。

事務局：第8号及び9号案件については、現地で植栽の状況を確認している。

委員：大規模な案件は完了の都度、確認できるが問題は小規模な案件である。

事務局：第9号案件の除外した区域にはキリとヤマハンノキが植栽されている。

委員：苗木を自社で生産しているのか。

事務局：自社で生産している。

委員：植栽されてどの程度年数がたっているのか。

事務局：4年程度経過している。

○第10号案件〔(変更)(同)KSパワー1による太陽光発電施設〕

委員：事業地を排水施設の末端までとしており、メンテナンスの面から埋め込み式を開放式に変えたとのことだが、面倒は事業者が見てくれるのか。

事務局：基本的には事業者が管理することになる。

委員：ソーラー等の事業では事業者が残っているが、他の事業ではいったん終了すると管理者が居なくなるのではないか。それとも、管理をしなくてもよい設計となっているのか。

事務局：基本的に、土地は所有者に返ることから所有者管理となる。

○その他(全体)

委員：残置森林の説明に関して、現在の状況を詳細に説明していただきたい。また、植栽樹種に関して、カシ・ナラ類が多く見られるが、県内でナラ枯れが発生しているので、樹種を選択する際には、注意された方がよい。

事務局：健全ではない状況の残置森林があれば説明する。

委員：様式2の森林の状況について、新規案件については以前よりも内容が分かりやすくなったが、変更案件については、変更部分のみの記載となることから、元々の森林の状況が分からない。パワーポイント等で説明していただきたい。

事務局：様式2は変更についての説明であるので、口頭での説明では元々の森林の状況を説明することで改善する。

委員：事業終了後の調整池や浸透池について、調整池は水量を調整して放流することとなるが、浸透池が残る場合もあるのか。

事務局：太陽光の案件で沈殿池や浸透池が残るケースがあり、また、第1号案件の様なケースもある。

委員：時間経過により、土砂の微粒子で目詰まりを起こさないか心配である。

事務局：管理用通路を入れて、土砂を浚渫できる構造としている。

委員：事業が継続される場合はよいが、管理者が居なくなる場合はどうか。

事務局：水路の管理と同様であるが、土地所有者が防災施設の管理をすること

となる。